

令和3年3月24日

神奈川県精神科病院協会会長 殿

神奈川県知事

緊急事態宣言解除後における協力要請について

日ごろより、県政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

令和3年3月18日、政府は本県を含む一都三県に発出していた緊急事態宣言を、3月21日をもって解除することを決定しました。

しかし、宣言が解除されることで、私たちが気を緩めてしまえば、再び感染の急拡大を招く恐れがあります。感染のリバウンドを回避するためにも、引き続き感染防止対策に取り組んでいただきますよう、改めて貴会員への周知をお願いいたします。

別添

- 1 知事メッセージ
- 2 神奈川県対処方針
- 3 (別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

健康医療局 保健医療部 がん・疾病対策課  
精神保健医療グループ 最首  
電話 045-210-1111 (内線 4729)



## 知事メッセージ

本日、国は、本県を含む1都3県に発出していた緊急事態宣言を、3月21日をもって解除することを決定しました。

約2か月半にわたり、県民や事業者の皆さんには、外出自粛や時短営業の要請にご協力いただき、改めて深く感謝いたします。

これから最も気を付けなければならないのは「リバウンド」です。リバウンドすれば再び緊急事態宣言に逆戻りもあり得ます。

これから卒業式や入学式、就職や転勤など、人の移動が活発になる時期を迎えます。

そこで本県は、3月22日から概ね1か月程度を段階的緩和期間と定め、必要な対策を当面続けることとします。

県民や事業者の皆さんには、次の事項を徹底いただくようお願いします。

[県民の皆さんへ]

- 特措法24条9項に基づき、引き続き、生活に必要な場合を除き、外出自粛を要請します。特に、21時以降の外出は控えてください。
- 外食する際は、昼夜を問わず「マスク飲食」を習慣づけてください。ランチやお茶の際も、マスク飲食です。併せて、黙食、個食を実践してください。要するに、「飛沫に徹底用心」です。
- 謝恩会や歓送迎会、新歓コンパなどの宴会は自粛してください。花見も宴会なしでお願いします。

[事業者の皆さんへ]

- 特措法24条9項に基づき、飲食店等の皆さんには、3月22日から31日までの間、21時まで（酒類の提供は20時まで）の営業時間の短縮を要請します。

要請に応じていただいた場合は、1日当たり4万円の協力金をお支払いしますが、引き続き、「感染防止対策取組書等の掲示」と「マスク飲食の推奨」を条件にします。

なお、4月1日以降の時短要請については、本県の感染状況等を踏まえ、期間や対象地域も含めて、今月中に改めてお示しします。

また、アクリル板の設置や二酸化炭素計測器などを活用した入店制限など、感染防止対策を引き続き強化してください。

- 業種別ガイドラインを遵守するとともに、出勤者数の7割削減に向け、テレワークや時差出勤を継続してください。

- イベントは、大声を出さない場合は収容率 100%、人数上限は 5,000 人以下または定員の 50%以内のいずれか大きい方（上限 10,000 人）まで制限を緩和しますが、開催時間は 21 時までとしてください。

本県は今後も、さまざまな創意工夫を図りながら、医療提供体制「神奈川モデル」を強化していきます。

また、変異株については、通常株よりも感染力が高いとも言われており、県内でも増加傾向にあります。先日、県内で初の死者が出たこともあり、引き続き警戒しなければなりません。そこで変異株対策として、感染者に対する積極的疫学調査を強化して、従来より広い範囲で接触者の検査を行っていきます。また、新型コロナウイルス感染症の患者が変異株による感染かどうかの調査を充実していきます。

県民や事業者の皆さんには、改めて、ウイルスは身近にあるという意識を強く持って、「絶対に感染をリバウンドさせない」ために、基本的な感染防止対策 M・A・S・K を継続して実践いただくようお願いいたします。

令和 3 年 3 月 18 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

# 新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定  
令和2年5月25日改定  
令和2年6月18日改定  
令和2年7月9日改定  
令和2年7月17日改定  
令和2年7月29日改定  
令和2年8月7日改定  
令和2年8月19日改定  
令和2年9月15日改定  
令和2年11月20日改定  
令和3年1月4日改定  
令和3年3月5日改定  
令和3年3月18日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

## 1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況やモニタリング指標の動向については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

## 2 まん延防止対策

### (1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止

対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

## (2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策が見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

## (3) イベントの開催制限（別紙）

- 別紙「3 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。  
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

## (4) 感染拡大に向けた対応

### ア モニタリングの実施

- 県は感染拡大に備え、(別紙)「1 モニタリング指標」に基づきモニタリングを行い、患者の増加傾向等の推移を踏まえて感染状況のステージを総合的に判断する。
- ステージの状況に応じて、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示した「講ずべき施策の提案」を踏まえ、必要な対応を検討する。

### イ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

### ウ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

### (5) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

## 3 サーベイランス・医療の提供、医療体制の維持

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
  - ・医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
  - ・民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
  - ・スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入検討など、多様な検査手法の活用
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
  - ・高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
  - ・軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。
- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。
- 医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、感染状況を示す全国基準である「ステージ（Ⅰ～Ⅳ）」の動向を見据え、これに先行して本県で病床の拡大等を要請する段階について、「病床確保フェーズ」として改めて整理する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況（減少状況）等を総合的に判断し、病床拡大の場合はステージの移行に先行して神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を検討する。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。

#### 4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

#### 5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

#### 6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

#### 7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

## 1 モニタリング指標

以下の指標は目安であり、これらの指標をもって機械的に判断するのではなく、患者の増加傾向等の推移を踏まえて総合的に判断する。

	医療体制等の負荷		②療養者数	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		クラスター発生状況 ⑦病院・施設・学校等のクラスター発生状況	
	①病床のひっ迫具合				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較		⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症患者用						
ステージ3の指標	最大確保病床の占有率 20%以上	最大確保病床の占有率 20%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 15 人以上	10%	15 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—
ステージ4の指標	最大確保病床の占有率 50%以上	最大確保病床の占有率 50%以上	人口 10 万人当たり全療養者数 25 人以上	10%	25 人/10 万人/週 以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%	—

(ステージは、国が令和2年8月7日付け事務連絡で示したものを表す。)

## 2 病床確保フェーズ

	病床確保フェーズ0	病床確保フェーズ1	病床確保フェーズ2	病床確保フェーズ3	病床確保フェーズ4
新型コロナ医療体制	感染症指定医療機関等	高度医療機関、重点医療機関、協力病院 (軽症者は自宅・宿泊療養)			
即応病床数	120 床	650 床	850 床	1,100 床	1,555 床
地域医療体制	原則平時医療を継続			一部医療の抑制	
ステージ(国定義)	ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ (病床利用率 20%超)	ステージⅣ (病床利用率 50%超)	



### 3 イベントの開催制限について

時期		収容率		人数上限
令和2年 5月25日 ～	屋内	50%以内		100人
	屋外	十分な間隔		200人
6月19日 ～	屋内	50%以内		1,000人
	屋外	十分な間隔		1,000人
7月10日 ～	屋内	50%以内		5,000人
	屋外	十分な間隔（できれば2m）		5,000人
9月19日 ～	イベント の 類型	歓声・声援等が 想定されないもの ・クラシック コンサート ・演劇、寄席、 古典芸能等 (雅楽、能楽、 文楽、歌舞伎、 講談、落語等) ・展示会 等	歓声・声援等が 想定されるもの ・ロック、ポップ コンサート ・スポーツ イベント等	○収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50%  ○収容人数10,000人以下 ⇒5,000人  (注) 収容率と人数上 限でどちらか小さい ほうを限度(両方の条 件を満たす必要)
		100%以内 (席がない場合は 適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は 十分な間隔)	
令和3年 3月22日 ～	イベ ント の 類型	「9月19日～」と同じ		5,000人、又は 収容人数50%以内 (≤10,000人) のいずれか大きい方

※ 具体的な条件については、国の事務連絡による。

イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示する。

# 事業者の皆様へ

別紙

## 1 時短要請等について

(令和3年3月22日から令和3年3月31日までの間)

- 全県の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】  
(酒類の提供は11時から20時まで)
- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給  
その際「感染防止対策取組書」(市町村のステッカーを含む)などの掲示及び「マスク飲食の推奨」を条件
- 人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設に対し、5時から21時までの時短営業(酒類の提供は20時まで)【お願い】

(令和3年4月1日以降)

- 本県の感染状況等を踏まえ、後日決定

## 2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について

- 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
- 事業の継続に必要な場合を除き、21時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
- 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ

## 3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度
- 併せて21時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知  
(無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外)

時期	収容率	人数上限
3月31日まで	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人 又は 収容定員の50%以内(≦10,000人)の いずれか大きい方

※ 既存販売分については適用しない

## 4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

## 5 その他 (お願い事項)

- 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- 21時以降のネオン・イルミネーションの早めの消灯
- 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守